

第 55 期熊本地方最低賃金審議会
熊本県特定（産業別）最低賃金
令和 7 年度第 3 回
熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
専門部会議事要旨

1 日 時 令和 7 年 10 月 14 日（火） 13 時 30 分～15 時 30 分

2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 大会議室

3 出席者

（公益代表委員） 倉田委員、諏佐委員

（労働者代表委員） 宇土委員、加藤委員、馬場委員

（使用者代表委員） 岩永委員、小島委員、田尻委員

【事務局】 斉藤労働基準部長、清水賃金室長、佐藤室長補佐、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

（1）金額提示（金額審議を含む）

（2）その他

5 議事要旨

（1）金額提示（金額審議を含む）

① 部会長より前回の振返りが行われた。

② 使用者代表委員の希望により、使用者側のみ個別協議。

③ 労働者代表委員、使用者代表委員それぞれより 4 回目の金額提示が行われた。

※ 双方とも 3 回目と同額を提示。乖離額 19 円

④ 公益代表委員による労使双方との個別確認が行われた。

⑤ 労使による意見交換及び質疑応答が行われた。

⑥ 労働者代表委員の希望により、労働者側のみ個別協議が行われた。

⑦ 労働者代表委員、使用者代表委員それぞれより 5 回目の金額提示が行われた。

※ 乖離額 10 円

⑧ 双方の主張の隔たりは埋まらないことから、公益代表委員が双方の主張を同等に受止め、乖離額に対して同等の歩み寄りを提案し、労使双方これを承諾。引上げ額 55 円、輸送機械特定最低賃金額 1,074 円として全会一致で結審した。

⑨ 発効日については、熊本県最低賃金の発効日である、令和 8 年 1 月 1 日とする。ことで全会一致した。

（2）その他

事務局より、令和7年10月30日開催の本審で答申すること、また、発効されるまでの今後の手続きについて説明を行った。